

□第9期介護保険事業計画において定めている、当組合の介護給付費適正化事業の目標の達成に向けて、年間の実施計画を策定する。  
前年度の実施状況を分析し、翌年度の計画に反映させる。

■令和6年度

		令和5年度実施状況	課題等分析結果	令和6年度実施計画
1. 主要3事業	(1) 要介護認定の適正化	○令和5年度 全調査における保険者調査の実施割合 (6,603件/7,071件、93.4%) ・調査項目の解釈及び判断統一のため、保険者による、認定調査票の全件点検を実施した。また、専従調査員の定例会議(年4回)を行い、認定調査項目の解釈等の情報共有を行った。 ・「業務分析データ」を基に、各調査項目の判断において、全国及び秋田県平均と当保険者の調査結果とに大きな差異がないか等の比較・確認を専従調査員と行い、当保険者における課題の把握・検証を継続して行った。 ・委託認定調査員の調査技能の向上を目的に、保険者主催のスキルアップ研修会を令和5年10月にオンライン会議システム「ZoomMeetings」にて実施した。 【対象：管内居宅介護支援事業所並びに介護保険施設の職員で、調査に従事している方、または従事予定の方】 ・調査員各々が自身の理解度を把握し、調査技能の向上を図るため、認定調査員向けeラーニングシステム(インターネット上)の活用を専従調査員に促した。また、「全国テスト14」と「令和5年度重点問題集」が新たに提供されたことを踏まえ、令和6年2月には委託先を含む全ての調査員に対して再度受講を促し、その進捗状況を確認している。	・公正な認定調査を継続して実施するために、 ①保険者点検・指導の継続及び研修会開催等による、委託調査員の調査技能向上を図る。 ②「業務分析データ」の活用及び研修等での情報収集、認定調査票点検による各調査員の傾向分析等により、専従調査員の認定調査の質の向上、認定調査の平準化を図る。 ・適正な認定審査を継続して実施するために、認定審査会における審査判定手順の確認等により、認定審査の平準化を図る。  以上の取り組みが必要と考えられる。	・調査項目の解釈及び判断統一のため、引き続き保険者による、認定調査票の全件点検を実施する。また、専従調査員の定例会議を行い(年4回)情報共有する。 ・「業務分析データ」を活用し、各調査項目の判断において、全国及び秋田県平均と当保険者の調査結果との比較・確認を行い、当保険者における課題を把握、検証する。 ・委託調査員の調査技能を向上させることを目的とした、保険者主催のスキルアップ研修会(年1回)を開催する。 ・調査員各々が自身の理解度を把握すると共に、調査技能の向上を図るため、インターネット上で提供される認定調査員向けeラーニングシステムを活用し、進捗状況の定期的な確認によって各調査員に対する意識づけを行う。 ・要介護認定の判定手順等の適正化・認定審査の平準化を推進するため、①県主催の認定審査会委員研修への出席を積極的に勧め、必要な知識等の習得を各委員に促す。②各合議体において、担当の事務局職員が、適宜必要な情報の提供や審査判定手順の是非の確認等を行い、適切な審査会の進行を図る。
	(2) ①ケアプラン点検	・対象の事業所選定にケアプラン分析システムを活用した。  1 点検対象プランの選定について (1) ケアプラン分析システムにより以下の指標等により選定を行った。 ・サービス種類の偏りが大きいプラン。 ・保険者数が多いケアマネジャーのプラン。 ・利用限度額(要介護度)に対する計画率が高いプラン。 ・同一法人(グループ法人)内でのサービス利用が多いプラン。 (2) ケアマネジャーの状況による選定を行った。 ・年度初めに事業所へアンケート調査を実施し、過去の受検実績や当該年度受検希望・実務経験年数をもとに選定を行った。  2 【実施件数】 17件  3 その他 ・令和6年度からDXを本格的に取り入れるため、オンライン(Zoom)を活用した点検を2件試行した。 ・点検時、受験者が話しやすい雰囲気づくりに努めた。 ・令和6年度の介護給付費適正化事業の再編に向け、担当者で打ち合わせを行った。	1 受検後のアンケートから ・アセスメントと計画立案のつながりの不備を認識できた。 ・多業種連携による問題解決の仕方のアドバイス受けたことから、活用していきたい。 ・定期的に第三者から点検してもらうことは大事だと感じた。 ・(指摘を受けた点について)根拠が明確であったため、納得できた。 ・強い口調での指摘はやめてもらいたい。  2 分析 ・点検後の対象ケアマネジャーに対するアンケートでは点検に対する好意的な意見が殆どであった。概ね所要の目的は達成されたと考える。 ・実施予定件数は18件であったが、予定していた事業所が廃止となったことから1件少なかった。 ・オンライン(Zoom)を活用した点検については、ケアマネジャーの移動時間の短縮について効果があった。 点検当日、スムーズに実施できるよう事前に通信環境の確認作業を行う必要があった。	○ 目的 ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかについて、基本となる事項を検証確認しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに、健全なる給付の実施を支援すること。  1 点検対象プランの選定について (1) ケアプラン分析システムを活用し、指標にもとづいた方法により選定する。(指標はR5と同様)  (2) アンケート調査を実施し受検者を選定する。 ・未受検者、受検希望者、実務経験年数。  2 実施予定件数 18件  3 その他 ・対応可能な事業所については原則オンライン(Zoom)による点検を実施する。
	(2) ②福祉用具購入及び貸与 ・住宅改修に係る調査と点検	○構成自治体のリハビリ専門職等の職員と連携をとり、専門的な意見を聴取しながら下記2つの調査を実施した。  ・福祉用具利用実態調査 不適切な福祉用具の利用が考えられる方を対象とし、聞き取り調査を実施した。利用実態が把握でき、適切な利用がなされている事が確認できた(実績3件)。  ・住宅改修の点検 事前申請書類で疑義のあるケースについて現地確認を実施した。改修箇所の精査により、給付要件に合致する住宅改修へとつなげる事ができた(実績1件)。	・福祉用具利用実態調査および住宅改修の点検について、点検を行う体制が整い、実施することができた。引き続き、点検・調査をしていく。	○必要に応じて構成自治体または外部のリハビリ専門職等の職員と連携をとり、専門的な意見を聴取しながら下記2つの調査を実施する。  ・福祉用具利用実態調査 実施方法は前年度同様に、不適切な福祉用具の利用が考えられる方を対象とする(見込み件数 2~3件)。  ・住宅改修の点検 実施方法は前年度と同様に、事前申請書類において疑義のあるケースについて現地確認を実施する(見込み件数 2~3件)。
(3) 医療情報との突合・縦覧点検	○前年度に引き続き、国保連へ委託した。 ・事業所の過誤等の問い合わせについては、解釈について説明するなど適切な請求への意識付けを促す事ができた。 ・保険者として適正化情報等を活用しながら点検を実施する事ができた。	・事務の効率化につながっているため、引き続き国保連への委託による実施が適当である。 ・国保連からの情報提供(適正化情報等)を活かし適正な請求へと指導する事ができている。	○前年度に引き続き、国保連への委託を行う。 ・事業所の過誤等の問い合わせについては、解釈について説明するなど引き続き適切な請求への意識付けを促していく。 ・保険者として引き続き適正化情報等を活用しながら点検を実施していく。	
2. 任意事業	(1) 適正化システムの活用			・適正な介護給付が行われているかを確認するため、国保連の適正化システムを活用し、算定間違いに対する指摘や不正請求の抑止に努める。 ・認知症利用者と利用サービスの状況等、システムから出力される各種帳票をもとに確認リストを作成し、3か月に一度以上の頻度で過去の実績について点検を行い、必要に応じて過誤調整等を行う。 ・軽度者への福祉用具貸与の状況、短期入所サービスの長期連続利用の状況については、事業所から提出された各種書類と帳票とを突合し、確認漏れを防ぐ。
	(2) 介護給付費通知	○介護サービス利用状況や介護保険給付に要する費用について利用者・家族の理解を促す事及び事業所の請求の妥当性を担保する事を目的とし、介護サービス等を利用している全受給者に年1回給付費通知を送付した。 ・令和5年4月~12月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に直近3ヶ月の給付実績が記載された通知を送付した(送付件数2,267件)。 ・上記の対象にならなかった受給者に12月末を目途に直近3ヶ月分の給付実績が記載された通知を送付した(送付件数6,511件)。	・過誤の発見につながるようなケースはなかった事から、事業所において適切な請求がなされている事が確認できた。 ・利用した介護サービスの内容については事業所から利用者・家族等に毎月送付されている事を踏まえると、介護サービス利用状況、費用について周知される機会が確保され、適正なサービス利用につながっていると考えられる。	○介護サービス利用状況や介護保険給付に要する費用について利用者・家族の理解を促す事および事業所の請求の妥当性を担保する事を目的とし、介護サービス等を利用している受給者に給付費通知を送付する。制度改正に伴う適正化事業再編を踏まえ、送付件数を見直す。  ・令和6年4月~12月の要介護認定更新申請の勧奨通知対象者に直近3ヶ月の給付実績が記載された通知を送付する。